

ヘルパーステーション さくらの郷

事業所経営法人

法人名 社会福祉法人 飛驒古川
法人所在地 岐阜県飛驒市古川町杉崎598-1
代表者氏名 理事長 垣内 厚生
設立年月日 平成13年6月22日

事業所の概要

(平成25年2月6日岐阜県指定)

施設の種類 指定訪問介護
指定介護予防訪問介護 2173300175号
名称 ヘルパーステーション さくらの郷
住所 岐阜県飛驒市古川町杉崎597-1
管理者名 金村 水美
開設年月日 平成25年3月1日

事業所の目的

介護が必要と認定されたご利用者のケアプランに基づき、ご利用者の意向を配慮し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護サービスを通じて援助を行います。

運営の方針

- ①利用者の心身の特性等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、援助を行う。
- ②関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

事業の実施地域

飛驒市古川町・河合町(一部地域)・宮川町(一部地域)・高山市国府町

営業日・サービス提供時間

営業日 年中無休
受付時間 8:30 ~ 17:30
サービス提供時間 6:00 ~ 22:00

秘密保持・個人情報保護

業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、訪問介護員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持します。

事業所が提供する介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9・8・7割が介護保険から給付されます。
利用者負担金は、介護保険関係法令で定める介護給付費の1・2・3割です。

①身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

②生活援助

調理・洗濯・掃除・買物等、日常生活上の世話及び支援を行います。

平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝 (午前 6時 から 午前 8時まで)	25%
夜間 (午後 6時 から 午後10時まで)	25%
深夜 (午後10時 から 午前 6時まで)	50%

事業所が提供する介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の金額が利用者の負担となります。

- ・介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス
要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

緊急時等における対応

利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関及び家族に連絡する等の措置を講じます。

苦情の受付について

苦情受付窓口	サービス提供責任者
受付時間	月曜日～金曜日 午前 8時30分～午後 5時30分
第三者委員	・田中 賢成 飛騨市古川町杉崎1384 TEL 0577-73-2769 ・齋藤 俊信 飛騨市古川町杉崎54-1 TEL 0577-73-4318
その他受付機関	・飛騨市介護保険係 飛騨市古川町若宮2-1-60 TEL 0577-73-7469 ・岐阜県国民健康保険団体連合会 岐阜市下奈良2-1-1 TEL 058-273-1111 ・岐阜県社会福祉協議会 岐阜市下奈良2-1-1 TEL 058-273-1111

従業者の勤務体制

職種	員数	勤務形態	職務内容	勤務時間
管理者	1	常勤	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	8:30～17:30
サービス提供責任者	1	常勤	訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込に係る調整。 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携。 他	6:00～22:00の間 シフトによる
訪問介護員	5	常勤 非常勤	利用者の訪問介護の提供	6:00～22:00の間 シフトによる